

大 個 審 第 2 1 号  
( 答 申 第 1 5 2 号 )  
平成 1 9 年 8 月 2 9 日

大阪府知事 様

大阪府個人情報保護審議会  
会長 錦織 成史

個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

平成 1 9 年 8 月 2 8 日付け危管第 1 5 1 2 号で諮問のありました「安否情報システム」に係る大阪府個人情報保護条例第 8 条第 3 項に規定する通信回線により結合された電子計算機を用いた個人情報の実施機関以外への提供禁止に対する例外事項については、審議の結果、下記事項に留意して、個人情報の保護に万全の措置を講じることを前提に、本件提供に関して例外事項に該当するものとして取り扱って差し支えないものと認めましたので、答申します。

記

- 1 武力攻撃事態等における避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否に関する情報の電子計算機処理を行うに当たり、これらの情報の漏えい、滅失、き損の防止等適切な管理のために必要な措置を講じるなど、安否情報システム（以下「本システム」という。）におけるセキュリティ措置など個人情報の安全確保に万全を期すること。
- 2 本システムにアクセスできる職員を必要最小限の者に限定するとともに、ID及びパスワードについては、第三者供与の禁止を徹底し、厳格に運用すること。
- 3 今後、本システムの内容が変更され、提供する個人情報の範囲が拡大する等の場合は、必要に応じ、改めて本審議会に諮問すること。